

第35回 労働安全コンサルタント試験
(産業安全関係法令)

191022

安全関係法令

1/7

受験番号	
------	--

問 1 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場で、次のイ～ホに掲げる業種に属するもののうち、労働安全衛生法令上、安全管理者を選任すべき事業場でないものみの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

- イ 清掃業
- ロ 警備業
- ハ 機械器具卸売業
- ニ 旅館業
- ホ ゴルフ場業

- (1) イ ロ
- (2) イ ニ
- (3) ロ ハ
- (4) ハ ニ
- (5) ニ ホ

問 2 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 元方安全衛生管理者を選任すべき事業者は、元方安全衛生管理者に対し、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えなければならない。
- (2) 安全衛生責任者を選任すべき事業者は、安全衛生責任者が疾病によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。
- (3) 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、安全衛生責任者を選任した事業者に対して、その安全衛生責任者の解任を命ずることができる。
- (4) 鉄鋼業に属する事業を行う事業者は、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者のいずれも選任しなくてよい。
- (5) 安全衛生責任者を選任すべき請負人は、安全衛生責任者を選任したときに、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者に対し、遅滞なく、安全衛生責任者を選任した旨を通報しなければならない。

問 3 機械による危険を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 研削といしについては、研削といしを取り替えたときには5分間以上の試運転をしなければならない。
- (2) 自動送り装置を有しない面取り盤を用いた面取り作業においては、刃の接触予防装置を設けることが困難な場合であって、かつ、労働者に治具又は工具を使用させたとき以外は、刃の接触予防装置を設けなければならない。
- (3) 動力プレスの金型の取付け、取外し又は調整の作業を行う場合に、当該作業に従事する労働者の身体の一部が危険限界に入るときは、作業に従事する労働者に安全ブロック等を使用させる等の措置を講じさせなければならない。
- (4) 鋸型造形機については、労働者が身体の一部をはさまれるおそれがあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。
- (5) 機械の回転軸の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分に設けた踏切橋には、高さ90センチメートル以上の手すりを設けなければならない。

問 4 伐木作業等における労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 伐木作業を行うとき、油圧式伐倒機を使用して立木を伐倒するので、伐倒の際に退避する場所を選定しなかった。
- (2) 伐木作業を行っている場所の下方で造材作業を行うとき、伐倒木が転がって当たる危険があったので、あらかじめ伐倒の合図を定め、労働者に周知させてからその造材作業を行わせた。
- (3) 造林作業を行うとき、物体の飛来による危険があったが、飛来防止の設備を設けることが困難だったので、労働者に保護帽を着用させて、その作業に従事させた。
- (4) 原動機の定格出力4キロワット、支間の斜距離の合計150メートル、最大使用荷重150キログラムの機械集材装置であったので、その装置により集材作業を行うとき、林業架線作業主任者を選任しなかった。
- (5) 最大使用荷重150キログラム、支間の斜距離の合計200メートルの運材索道であったので、その索道を組み立てたとき、最大使用荷重の荷重で試運転を行わなかった。

問 5 電気による労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 22キロボルトの特別高圧の充電電路の修理の作業を行うとき、作業に従事する労働者に感電の危険があったので、労働者に絶縁用保護具を着用させ、かつ、修理部分以外の充電電路に絶縁用防具を装着したが、活線作業用器具や活線作業用装置は使用させなかった。
- (2) 3.3キロボルトの高圧の充電電路の点検の作業を行うとき、作業に従事する労働者に感電の危険があったので、労働者に活線作業用器具を使用させたが、絶縁用保護具は着用させなかった。
- (3) 電路の支持物の修理の作業を行うとき、作業に従事する労働者が3.3キロボルトの高圧の充電電路に接触することによる感電の危険があったので、当該充電電路に絶縁用防具を装着したが、労働者に絶縁用保護具は着用させなかった。
- (4) 200ボルトの低圧の充電電路の点検の作業を行うとき、作業に従事する労働者に感電の危険があったので、労働者に絶縁用保護具を着用させたが、活線作業用器具や活線作業用装置は使用させなかった。
- (5) 200ボルトの低圧の充電電路に近接する場所で電路の支持物の塗装の作業を行うとき、作業に従事する労働者が当該充電電路に接触することによる感電の危険があったので、当該充電電路に絶縁用防具を装着したが、労働者に絶縁用保護具は着用させなかった。

問 6 建設業に属する事業の仕事を行う事業場において使用する足場、作業構台等の設備における危険を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 高さが5メートルの足場の組立て作業における足場材の受渡し作業では、受渡し場所に幅30センチメートルの足場板を設けるとともに、労働者に安全帯を使用させた。
- (2) 高さ3メートルのわく組足場の作業床に設けた手すりを、作業の必要上、臨時に取りはずしたが、労働者に安全帯を使用させて作業を行わせた。
- (3) 高さが20メートルのわく組足場の壁つなぎは、垂直方向を8メートル、水平方向を7メートルの間隔とした。
- (4) 作業構台の組立て作業を行うときに、組立て作業を行う区域内への出入りに監視人を置き、その監視人の指示に従わせて関係労働者以外の労働者を立ち入らせた。
- (5) 明方、1回の降雨量が55ミリメートルの大雨があったので、当日の作業構台での作業開始前の点検事項に、支柱の滑動及び沈下の状態に関することを含めた。

問 7 爆発、火災等を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 溶融高熱物を取り扱う設備を内部に有する建築物の床面は、水が滞留しない構造とするとともに、屋根、壁、窓等は、雨水が浸入することを防止できる構造としなければならない。
- (2) 特殊化学設備（製造し、又は取り扱う危険物等の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。）については、その内部における異常な事態を早期に把握するため必要な自動警報装置を設けることが困難なときは、監視人を置き、当該特殊化学設備の運転中は当該設備を監視させる等の措置を講じなければならない。
- (3) 特殊化学設備に使用する動力源に係るバルブ、コック及びスイッチについては、施錠、形状の区分等による他の誤操作防止措置を講じない場合には、色分けにより誤操作を防止するようしなければならない。
- (4) 化学設備（配管を除く。）に原材料を送給する労働者が見やすい位置に、当該原材料の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示しなければならない。
- (5) 危険物以外の可燃性の粉じんが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所においては、火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となって点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。

問 8 掘削作業等における労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 発破等により崩壊しやすい状態になっている地山の掘削の作業を手掘りにより行うとき、掘削面のこう配を40度とし、かつ、掘削面の高さを3メートルとした。
- (2) 潜函の内部で明り掘削の作業を行うとき、潜函の急激な沈下による労働者の危険を防止するため、刃口から天井までの高さを1.6メートルとなるようにした。
- (3) 潜函の内部で明り掘削の作業を行うとき、掘下げの深さが15メートルであったので、作業箇所と外部との連絡のための電話、電鈴等の設備を設けなかった。
- (4) ずい道の建設の作業を行うとき、当該ずい道の内部の可燃性ガスの濃度を測定したところ、爆発下限界の値の5分の1の値であったので、労働者を安全な場所に退避させることはしなかった。
- (5) ずい道の建設の作業を行うとき、出入口から切羽までの距離が100メートルになったところで、非常の場合に関係労働者に速やかに知らせるため、警報設備を設け、関係労働者にその設置場所を周知させた。

問 9 ボイラー（小型ボイラーを含む。）及び第一種圧力容器の労働災害防止のため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反とならないものはどれか。

- (1) 蒸気ボイラー（貫流ボイラーでないもの）である小型ボイラーの安全弁をゲージ圧力 0.2 メガパスカルで作動するよう調整して使用した。
- (2) 燃焼室入口から過熱器入口までの水管の燃焼ガス等に触れる面の面積が 100 平方メートルの貫流ボイラーを 2 基取り扱う場合の作業主任者として、二級ボイラー技士免許を受けた者を選任した。
- (3) 事業場に設置してあるボイラーについて、手溶接により胴の溶接を行う際に、その溶接部の厚さが 30 ミリメートルであったので、特別ボイラー溶接士がないことから、普通ボイラー溶接士にその溶接の業務を行わせた。
- (4) 内容積 8 立方メートルの第一種圧力容器の整備の業務をボイラー整備士でない者に行わせた。
- (5) 3 か月間使用せず、その間法定の定期自主検査を行っていなかった第一種圧力容器を再び使用し始めたので、使用を開始してから 1 か月後に法定の定期自主検査を行った。

問 10 特定機械等である移動式クレーン及びゴンドラを使用する作業について事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) つり上げ荷重が 4 トンの移動式クレーンの運転を、クレーン・デリック運転士免許は受けていないが、小型移動式クレーン運転技能講習を修了している者に行わせた。
- (2) 移動式クレーンのジブの組立ての作業を行うとき、移動式クレーン運転士免許を受けていない者を作業を指揮する者として選任した。
- (3) 移動式クレーンのアウトリガーを最大限に張り出すだけのスペースがない場所での作業において、移動式クレーンに掛ける荷重がアウトリガーの張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実にあったので、アウトリガーを最大限に張り出さず、つり上げ作業を行った。
- (4) ゴンドラを使用して作業を行うとき、ゴンドラの操作について合図を行う者として、ゴンドラ取扱い業務特別教育を修了していない者を指名し、その者に合図を行わせた。
- (5) つり下げのためのワイヤロープが 1 本であるゴンドラにおいて、ゴンドラの作業床で作業を行う労働者に安全帯を着用させ、安全帯のランヤードのロープに付けられたフックを当該ゴンドラに取り付けた。

問11 元方事業者、機械等貸与者等の講じなければならない措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 建設業に属する事業を行う元方事業者は、毎作業日に少なくとも1回、作業場所の巡視を行わなければならない。
- (2) 建築物貸与者は、事務所の用に供される建築物を二以上の事業者に貸与するときは、当該建築物において火災の発生等の非常の事態が発生したときに用いる警報をあらかじめ統一的に定め、これを当該建築物の貸与を受けた事業者に周知させなければならない。
- (3) 機械等貸与者から機体重量が3トンのドラグ・ショベルの貸与を受けた特定元方事業者が、関係請負人にこれを使用させる場合には、機械等貸与者は、ドラグ・ショベルの使用上注意すべき事項を記載した書面を、関係請負人に交付しなければならない。
- (4) 機械等貸与者から機体重量3トンのブル・ドーザーの貸与を受けた者は、当該ブル・ドーザーを操作する者が、その使用する労働者でないときは、その操作する者が法令に基づき必要とされる資格を有する者であることを確認しなければならない。
- (5) 造船業に属する事業を行う元方事業者は、元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織の設置及び運営を行わなければならない。

問12 機械等の規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 型式検定合格標章が付されている動力プレスの主要構造部分に変更を加えようとする者は、当該動力プレスについて、あらかじめ、所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならない。
- (2) 動力により駆動される遠心機械については、厚生労働大臣が定める規格に適合したものを使用するとともに、1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行わなければならない。
- (3) 厚生労働大臣が定める規格に適合していない射出成形機で、労働災害が発生したものについて、厚生労働大臣は回収を命ずることができる。
- (4) フォークリフトで、型式検定合格標章が付されていないものは、譲渡し、貸与し、又は使用してはならない。
- (5) 特定機械等である移動式クレーンの原動機又はブレーキに変更を加えた者は、当該移動式クレーンについて、所轄労働基準監督署長の変更検査を受ける必要はない。

問13 次の業務のうち、労働安全衛生法令上、事業者に安全衛生のための特別の教育の実施が義務付けられていないものはどれか。

- (1) ボーリングマシンの運転の業務
- (2) コンクリートポンプ車の作業装置の操作の業務
- (3) つり上げ荷重が1トン未満のクレーンの玉掛けの業務
- (4) アーク溶接機を用いて行う金属の溶断の業務
- (5) 動力により駆動されるプレス機械を用いて行う加工の業務

問14 次の事故のうち、労働安全衛生法令上、事業者が所轄労働基準監督署長に事故報告書を提出する必要のないものはどれか。

- (1) 事業場での直径30センチメートルの研削といしの破裂の事故
- (2) 小型ボイラーであって伝熱面積が1平方メートルの蒸気ボイラーの破裂の事故
- (3) 積載荷重0.5トンのゴンドラのアームの折損の事故
- (4) 事業場での支間の斜距離の合計500メートル、最大使用荷重1トンの機械集材装置の索の切断の事故
- (5) 事業場でのガス集合溶接装置からのアセチレンの大量漏洩の事故

問15 有機化学工業製品を製造する工場において、工場の生産ラインの増設により労働者数が増加し、300人を超えたことを機に、労働安全コンサルタントに、事業者から当該工場の安全診断の依頼があった。安全診断の結果、事業場の状況は次のとおりであった。このうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 事業者は、工場長を総括安全衛生管理者として選任しており、工場長が統括管理する業務には労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関することが含まれていた。
- (2) 安全委員会の会議の議事概要について、作業場の見やすい場所に掲示することはしていなかったが、磁気ディスクに記録し、かつ、作業場において労働者が常時その記録の内容を確認できるよう機器を設置していた。
- (3) 事業者は、製造工程において、危険物を取り扱う作業を行うときは、作業の指揮者を定め、その者に当該作業を指揮させるとともに、製造設備及びその付属設備についての随時点検を行わせていた。
- (4) 事業者は、従来から選任していた1名の安全管理者に加え、新たに1名の安全管理者を選任していたが、その2名の安全管理者は生産関係の業務を兼務していた。
- (5) 配管以外の化学設備について、内面の著しい損傷、変形及び腐食の有無については毎年1回、ふた板、フランジ、バルブ、コック等の状態については2年に1回、それぞれ定期的に自主検査を行っていた。

(終り)